

○飯塚市介護保険料減免要綱

平成18年6月30日

飯塚市告示第151号

改正 H21-65、H22-67、H24-43、H24-152、H27-399

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市介護保険条例(平成18年飯塚市条例第150号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づく介護保険料(以下「保険料」という。)の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が、次条から第7条の規定に該当し、かつ、その者の有する資産、能力等を活用しても生活の回復が著しく困難であると認めるときは、当該各条で定めるところにより保険料の減免を行うものとする。

(災害による減免)

第3条 主たる生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合は、損害金額(保険金又は損害賠償金等により補てんされる金額を除く。)がその住宅、家財又はその他の財産の価格の30%以上であるときは、次表左欄の区分に応じ、災害発生以後に到来する納期に係る保険料額に同表右欄に掲げる率を乗じて得た額を減免することができる。

損害の程度	減免率
全部	100%以内
50%以上	70%以内
30%以上	50%以内

(所得の激減による減免)

第4条 主たる生計維持者が、次の各号のいずれかに該当する場合で、本年中の見込所得金額(退職金又は雇用保険の給付金を含む。)が前年の合計所得金額に対して50%以上減少し、生活が困難になった場合においては、本年度の保険料額と本年中の見込所得金額等から条例第3条の規定により算定した保険料額との差額分を減免することができる。

- (1) 主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (2) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損

失、雇用保険法の規定による失業等により著しく減少したこと。

- (3) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(H21-65、H24-152、H27-399一改)

(給付制限の場合の減免)

第5条 介護保険法(平成9年法律第123号)第63条の規定により給付制限を受ける者については、その期間に係る当該保険者の保険料を減免することができる。

(債務返済のための不動産の譲渡の場合の減免)

第6条 前年において、不動産の譲渡によって債務の返済に充てた者で、保険料の納付が困難と認められる者については、本年度の保険料額と返済額を差し引いた合計所得金額から条例第3条の規定により算定した保険料額との差額分を減免することができる。

(H21-65、H27-399一改)

(生活困窮者の減免)

第7条 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条における要保護者又はこれに準ずる者(本項第2号で定める者)でありながら同法による保護を受けておらず特に生活が困難で、次のいずれにも該当する者の保険料については、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第39条第1項第5号に掲げる保険料基準額の4分の3の額を減ずることができる。

(H21-65、H27-399一改)

- (1) 減免の申請を行った日(以下「申請日」という。)において、世帯の構成員全員が市町村民税非課税であること。

(H27-399一改)

- (2) 申請日において、世帯の構成員全員の収入(遺族年金、障がい年金、恩給等の年金収入、就労収入、事業収入及び仕送り等すべての収入をいう。次号及び次項において同じ。)を合算した額が、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1第1章に掲げる2級地-2の基準生活費の額の居宅の第1類及び第2類の表(ただし、入院又は介護保険法第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所等している者は当該医療機関又は当該施設の所在地の基準生活費の額の入院又は入所の表)により算定した額(以下「最低生活費」という。)に100分の130を乗じた額以下であること。

(H24-43一改)

- (3) 申請日において、世帯の構成員以外に生計が同一と認められる次に掲げる

者(税金、光熱水費など生計費の負担が完全に分離していることを証明できるものを除く。)がいる場合、その者が市町村民税非課税で、世帯の構成員全員の収入を合算した額にその者の収入を加えた額が、最低生活費以下であること。

ア 同一家屋(2世帯住宅等)や同一敷地内に居住する親族

イ 介護保険施設等入所者の施設に支払う費用等を主に負担している者

ウ 社会保険上又は所得税法上の扶養者

エ 仕送りをしている親族

(4) 次に該当し、資産等を活用してなお、生活が困窮している状態にあること。

ア 居住の用に供するもの以外に処分可能な土地、建物等を所有していないこと。

(H22-67一改)

イ 世帯全員の預貯金の合計が250万円に世帯構成員の人数を乗じた額を超えないこと。

(H24-43一改)

(5) 申請日において、納期が到来した保険料をすべて完納していること。(第12条第1項但し書及び同条第2項に該当する場合を除く。)

2 前項各号に該当する者で、申請日において、世帯の構成員全員の収入を合算した額が、最低生活費以下である者は、前項の規定にかかわらず、介護保険法施行令第39条第1項第5号に掲げる保険料基準額の8分の7の額を減ずることができる。

(減免の申請)

第8条 保険料の減免を受けようとする納付義務者は、減免申請書に、必要に応じ次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 被災証明書

(2) 収入状況申告書(本人名義、世帯員名義及び生計が同一と認められる者の給与証明書、年金振込通知書等)

(3) 介護保険料減免調書

(4) 同意書(資産及び収入の状況など調査用)

(5) その他必要な証明書類

(H22-67一改)

(実地調査等)

第9条 提出された介護保険料減免申請書及び添付書類について、不明確な点又は事実の確認が困難な点がある場合には、口頭審査又は実地調査により事実の確認を行わなければならない。

(減免の決定)

第10条 保険料の減免を決定したときは、当該納付義務者に介護保険料減免承認通知書を送付しなければならない。

(減免の取り消し)

第11条 虚偽の申請、その他不正な行為により減免を受けた者があるときは、当該減免を取り消し、当該取消しの日の前日までの間に減免によりその支払いを免れた額を徴収することができる。

2 資力の回復その他の事情の変化により減免することが不相当と認められる者があるときは、減免に係る保険料のうち当該事情が生じた後に到来する納期分の減免を取り消すことができる。

3 前2項の規定により減免の取消しをしたときは、当該納付義務者にその旨を通知しなければならない。

(適用の時期)

第12条 減免の対象となる保険料は原則として申請日以降に到来する納期(特別徴収については、普通徴収の納期に読み替えて適用する。)に係る保険料とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は申請日以前に到達した納期に係る保険料についても適用することができる。

(H22-67一改)

2 第3条に基づく減免については、その減免事由の発生した年度の保険料に適用することができる。

(H22-67一改)

(補則)

第13条 この告示に用いる様式その他の必要な事項は、別に定める。

(H22-67全改)

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日 告示第65号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日 告示第67号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月14日 告示第43号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月24日 告示第152号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市介護保険料減免要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成27年11月4日 告示第399号)

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。